

ゆいぽーと青少年団体の登録について

青少年団体のうち「青少年の健全な育成に関する活動を行っている」と市長が認める団体（以下「登録団体」という。）として登録すると、ゆいぽーとの早期の（利用日の9月前の日の属する月の初日から）の利用申込が可能となり、施設使用料及び附属設備の使用料の免除を受けることができます。

※ただし、1月あたりの利用上限は16区分までとなります。また、利用内容によっては、免除の対象とならない場合があります。

1. 登録要件

次の全ての要件を満たしていることが条件です。

- (1) 青少年の健全育成を目的に公益性のある活動を教育活動の観点から行っている団体であること
- (2) 会員は5名以上で、代表者を定めて組織として活動していること
- (3) 市内に事務所を有していること
- (4) 一の団体において会を構成する市内に居住し、在勤し、又は在学する会員の割合は50%以上であること
- (5) 一の団体において会を構成する青少年（概ね22歳以下）の割合は50%以上であること
- (6) 市内全域に居住する青少年を対象として会員を募集していること又は市内全域に居住する青少年を対象とした青少年健全育成に資する事業を実施していること
- (7) 団体の規約、会則又はこれらに準ずるものを有し、自主運営がなされていること
- (8) 団体運営が、会員の会費によってなされており、経理管理者が収支予算書及び収支決算書を作成し、会員に公表していること
- (9) 1年以上の活動実績があり、今後も継続した活動が見込まれること
- (10) 登録の有効期間内に、下記に定める基準点の合計が3点以上となる活動（以下、「協力活動」という。）を実施すること。なお、1回あたりの協力活動の参加人数は5名以上とし、同一の活動を複数回実施してもよいものとする。
- (11) 政治活動、宗教活動又は営利活動を行わない団体であること

【協力活動の基準点】

	協力活動の内容	基準点
1	新潟市芸術創造村・国際青少年センターの維持管理業務の補助	1点
2	新潟市青少年育成団体連絡会議が主催する行事への参加	2点
3	新潟市芸術創造村・国際青少年センターが主催する事業の運営協力	2点
4	新潟市芸術創造村・国際青少年センターを主会場とした会員以外かつ市内全域に居住する青少年が広く参加可能な体験活動事業の主催実施	3点
5	その他、市長が認める活動	協議による

2. 登録方法

①「新潟市芸術創造村・国際青少年センター青少年団体登録申請書」に次に掲げる書類を添えて、教育委員会地域教育推進課あてに申請してください。

- (1) 会員名簿
- (2) 団体の規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (3) 直近の収支予算書及び収支決算書
- (4) 直近の事業計画書及び事業報告書
- (5) 市内全域を募集対象としていることがわかる資料
- (6) その他教育委員会が必要とする書類

※(1)から(5)は必須。(6)は必要に応じて市から提出依頼をします。

※(1)から(6)の書類は全て任意の書式可です。

②市が青少年団体登録を認めた時は、登録通知書が交付されます。

3. 登録の有効期間

登録の日から当該年度の3月31日まで

※登録を継続したい場合は、別途登録更新手続きが必要です。

4. その他

登録内容が変更となった場合や、登録を取り消す場合は、速やかに届け出が必要です。